

## 神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

神奈川県私立学校に対する生徒一人当たりの経常費補助額は、令和6年度は国・県ともに増額された。さらに神奈川県私立高校生への授業料補助額は、年収700万円未満世帯まで1万2,000円増の46万8,000円、23歳未満の子供3人以上の多子家庭に対しては年収910万円未満の世帯まで、同じく1万2,000円増の46万8,000円と拡充された。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正が一歩進み、中学生の高等学校選択の幅が広がった。

しかし、増額されたとはいえ、神奈川県経常費補助は、幼稚園を除いて小・中・高等学校が国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）に達していない。その全国順位は、神奈川県の近年の努力にも関わらず、高等学校は47都道府県中44位、中学校は45都道府県中44位、小学校は35都道府県中32位と、全国最下位水準である。この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしている。少子化に伴い、今後10年で中学校卒業生数が1万人減るとの見通しも、私立高等学校に財政的な不安を与えており、生徒数の減少に対して、教育条件を向上させる特別な措置が求められている。

さらに授業料補助は補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設設備費等の負担額が年間約27万円残されている。東京都では所得制限が撤廃され、全ての私立高校生が授業料無償になり、福井県では子供2人以上の家庭で公立私立問わず高等学校の授業料が無償になった。富山県では多子家庭あるいはひとり親家庭は年収910万円未満世帯まで、入学金を含む授業料無償化が実現している。これらの都県と比べると、神奈川県の制度は遅れている。また、東京都では、私立中学校に通う年収910万円未満の家庭にも10万円の授業料補助の制度もある。さらに東京都から他県の私立高等学校に通う生徒には授業料補助が出るが、神奈川県から県外の私立高等学校へ通う生徒には授業料補助が出ないという問題もある。1975年に制定された私立学校振興助成法は「速やかに(補助額を公立の)1/2とするよう努める」という附帯決議がされたが、半世紀経た現在もいまだ達成されていない。保護者負担の軽減は、いまだ道半ばである。

近代私学発祥の地、神奈川県私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与し、神奈川県教育を支える担い手としての役割を果たし続けている。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させ、全ての子供たちの学ぶ権利を保障するため、私学助成を一層拡充していくことは県政における最重要課題である。

よって、本市議会は、神奈川県知事に対し、私学助成の一層の充実を図るために、憲法、教育基本法、児童の権利に関する条約の理念に基づいて、令和7年度予算において私学助成の拡充を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月23日

神奈川県知事 殿

座間市議会 議長 熊切和人